

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
部会報告書の概要

○令和8年1月20日開催部会

- ・ 農薬キノクラミン
- ・ 農薬スピロジクロフェン
- ・ 農薬スピロピジオン
- ・ 農薬プロパモカルブ

○令和8年3月13日開催部会

- ・ 農薬及び動物用医薬品カルバリル
- ・ 農薬カスガマイシン
- ・ 農薬テトラニリプロール
- ・ 農薬トリホリン
- ・ 農薬プロスルホカルブ
- ・ 農薬メプロニル
- ・ 農薬32品目（DCIP等）

キノクラミン (Quinoclamine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和8年1月20日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：米、その他のせり科野菜等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キノクラミン										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.0021 mg/kg体重/日 ARfD (急性参照用量) : 0.1 mg/kg体重 (一般の集団) ARfD (急性参照用量) : 0.016 mg/kg体重 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：キノクラミンとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量 (EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出^{注)} したところ、国民全体 (1歳以上)、幼小児 (1～6歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14～50歳) のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	1.1	幼小児 (1～6歳)	1.9	妊婦	0.7	高齢者 (65歳以上)	1.3
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	1.1										
幼小児 (1～6歳)	1.9										
妊婦	0.7										
高齢者 (65歳以上)	1.3										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.02	○			<0.005~<0.01(#)(n=9)
その他のせり科野菜	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(#)(¥)(-せり)
その他の野菜	0.01	0.02	○			<0.005, <0.005, <0.005(れん こん)
魚介類	0.02	0.02				推:0.015

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○: 既に、国内において登録等がされているもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

キノクラミンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

キノクラミン

今回残留基準を設定する「キノクラミン」の規制対象は、キノクラミンとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
その他のせり科野菜 ^{注1)}	0.02
その他の野菜 ^{注2)}	0.01
魚介類	0.02

注1) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

スピロジクロフェン (Spirodiclofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：核果類及び仁果類（びわを除く））を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年1月20日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、りんご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2009年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はトマト、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、マンゴー等に、カナダにおいてぶどう、りんご等に、EUにおいてぶどう、りんご等に、豪州においてぶどう、核果類等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあつては、スピロジクロフェンとし、畜産物にあつては、スピロジクロフェン及び代謝物M1【3-(2,4-ジクロロフェニル)-4-ヒドロキシ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.013 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあつては、スピロジクロフェンとし、畜産物にあつては、スピロジクロフェン及び代謝物M1とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	6.1	幼小児（1～6歳）	17.2	妊婦	6.4	高齢者（65歳以上）	7.4
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	6.1										
幼小児（1～6歳）	17.2										
妊婦	6.4										
高齢者（65歳以上）	7.4										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
トマト	0.5	0.5		0.5			
ピーマン	0.2	0.2		0.2			
なす		2					
その他のなす科野菜	5	5		0.2	5.0	韓国	【1.99,2.55(＃)(韓国とうがらし)】 § 1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.07	0.1		0.07			
みかん		0.05	○				
みかん(外果皮を含む。)	0.5		○	0.4			0.07, 0.19(¥)
なつみかんの果実全体	1	2	○	0.4			0.10, 0.45(¥)
レモン	1	2	○	0.4			0.28(すだち)、0.40(¥)(かぼす)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	2	○	0.4			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	1	2	○	0.4			(なつみかんの果実全体)参照
ライム	1	2	○	0.4			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	2	○	0.4			(レモン参照)
りんご	1	2	○・申	0.8			0.33~0.78(n=6)
日本なし	1	0.8	○・申	0.8			(りんご参照)
西洋なし	1	0.8	○・申	0.8			(りんご参照)
マルメロ	1	0.8	○・申	0.8			(りんご参照)
びわ		0.5	○				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8		○	0.8			
もも(果皮及び種子を含む。)	2		申	2			0.34,0.49,0.70
ネクタリン	2	2	申	2			(もも(果皮及び種子を含む。))参照
あんず(アブリコットを含む。)	2	2	申	2			(もも(果皮及び種子を含む。))参照
すもも(ブルーンを含む。)	2	2	申	2			
うめ	2	2	申	2			(もも(果皮及び種子を含む。))参照
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○・申	2			0.62,0.72,1.06
いちご	2	2		2			
ブルーベリー	4			4			
ハuckleベリー	4			4			
その他のベリー類果実	1	1		1			
ぶどう	2	2	○	0.2			0.41,0.71,0.74
かき	0.8	1		0.8			
パパイヤ	1	1		0.03	1.0	米国	【アボカド参照】
アボカド	1	1		0.9	1.0	米国	【0.052~0.474(n=4)(米国)】
マンゴー	1	1			1.0	米国	【アボカド参照】
その他の果実	2	5		2			
ぎんなん	0.05	0.05		0.05			
くり	0.08	0.1		0.05			【ペカン参照】
ペカン	0.08	0.1		0.05			【0.011~0.042(n=5)(米国)】
アーモンド	0.08	0.1		0.05			【ペカン参照】
くるみ	0.08	0.1		0.05			【ペカン参照】
その他のナッツ類	0.08	0.1		0.05			【ペカン参照】
茶	20	20	○				4.39,11.2(¥)(荒茶)
コーヒー豆	0.03	0.03		0.03			
ホップ	40	40		40			
その他のスパイス	5	5	○	0.4			1.4,2.8(¥)(さんしょう)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.01			【推:<0.011】 § 2
豚の筋肉	0.02	0.02		0.01			【牛の筋肉参照】 § 2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.01			【牛の筋肉参照】 § 2
牛の脂肪	0.02	0.02		0.01			【推:<0.011】 § 2
豚の脂肪	0.02	0.02		0.01			【牛の脂肪参照】 § 2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.01			【牛の脂肪参照】 § 2
牛の肝臓	0.1	0.1		0.05			【推:<0.057】 § 2
豚の肝臓	0.1	0.1		0.05			【牛の肝臓参照】 § 2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.05			【牛の肝臓参照】 § 2
牛の腎臓	0.1	0.1		0.05			【推:<0.057】 § 2
豚の腎臓	0.1	0.1		0.05			【牛の腎臓参照】 § 2

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.05		【牛の腎臓参照】§2
牛の食用部分	0.1	0.1		0.05		【牛の肝臓及び腎臓参照】§2
豚の食用部分	0.1	0.1		0.05		【牛の肝臓及び腎臓参照】§2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.05		【牛の肝臓及び腎臓参照】§2
乳	0.01	0.01		0.004		【推:<0.002】§2
はちみつ	0.05					※
干しぶどう				0.3		※※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

§1:同一の圃場で作物残留試験が実施されているが、異なる施設内で試験が実施されており、農薬処理日も、一ヶ月以上異なっているため、独立の圃場とみなした。

§2:国際基準の規制対象はスピロジクロフェンのみであり、国内と異なることから国際基準を参照せず、スピロジクロフェン及び代謝物M1を含む推定残留濃度を根拠として基準値を設定した。

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※※加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を2.1と算出している。

スピロジクロフェンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スピロジクロフェン

今回残留基準を設定する「スピロジクロフェン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、スピロジクロフェンとし、畜産物にあつては、スピロジクロフェン及び代謝物M1【3-(2,4-ジクロロフェニル)-4-ヒドロキシ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とする。ただし、代謝物M1は、スピロジクロフェンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.5
ピーマン	0.2
その他のなす科野菜 ^{注1)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.07
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	1
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	2
ブルーベリー	4
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注3)}	1
ぶどう	2
かき	0.8

食品名	残留基準値 ppm
パパイヤ	1
アボカド	1
マンゴー	1
その他の果実 ^{注4)}	2
ぎんなん	0.05
くり	0.08
ペカン	0.08
アーモンド	0.08
くるみ	0.08
その他のナッツ類 ^{注5)}	0.08
茶	20
コーヒー豆	0.03
ホップ	40
その他のスパイス ^{注6)}	5
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注8)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

スピロピジオン (Spiropidion)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請（新規：かんきつ、ばれいしょ等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年1月20日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2021年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかぼちゃ、トマト等に、カナダにおいてきゅうり、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、スピロピジオン及び代謝物B【3-(4-クロロ-2,6-ジメチル-フェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-メチル-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とし、畜産物にあっては、代謝物Bとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.047 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.3 mg/kg体重（一般の集団） ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあっては、スピロピジオン、代謝物B、代謝物C【3-(4-クロロ-2,6-ジメチル-フェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】及び代謝物D【3-(4-クロロ-2,6-ジメチル-フェニル)-4-ヒドロキシ-1-メチル-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とし、畜産物にあっては、スピロピジオン及び代謝物B（抱合体を含む。）とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1</u></p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	7.1	幼小児（1～6歳）	12.0	妊婦	5.6	高齢者（65歳以上）	8.8
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	7.1										
幼小児（1～6歳）	12.0										
妊婦	5.6										
高齢者（65歳以上）	8.8										

	<p><u>歳以上)、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p> <p>※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	3			3		
ばれいしょ	2		申	1.5		
てんさい	0.2		申			<0.022,0.034,0.082
トマト	2		申	0.8		0.401,0.408,0.430(トマト)、 0.501,0.876,1.202(ミニトマト)
ピーマン	5		申	1		1.100,1.786,2.075
なす	4		申			0.517~1.865(n=6)
その他のなす科野菜	1			1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	1		申	0.8		0.269~0.686(n=7)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1		申	0.9		(メロン類果実(果皮を含む。))参照
しろうり	0.9			0.9		
すいか(果皮を含む。)	1		申	0.9		(メロン類果実(果皮を含む。))参照
メロン類果実(果皮を含む。)	1		申	0.9		0.202,0.295,0.481
まくわうり(果皮を含む。)	1		申	0.9		(メロン類果実(果皮を含む。))参照
その他のうり科野菜	1		申			(メロン類果実(果皮を含む。))参照
オクラ	1			1		
みかん(外果皮を含む。)	3		申			0.484~1.428(n=6)
なつみかんの果実全体	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	3		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
茶	20		申			2.445~12.306(n=8)
その他のスパイス	15		申			2.579~7.515(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	1			1		
牛の筋肉	0.01		申	0.01		
豚の筋肉	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申	0.01		
牛の脂肪	0.02		申	0.02		
豚の脂肪	0.02		申	0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02		申	0.02		
牛の肝臓	0.2		申	0.2		
豚の肝臓	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2		申	0.2		
牛の腎臓	0.2		申	0.2		
豚の腎臓	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2		申	0.2		
牛の食用部分	0.2		申	0.2		
豚の食用部分	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2		申	0.2		
乳	0.01		申	0.01		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
はちみつ	0.05					※1
大豆粉				5		※2
ポテトフレーク				5		※2
トマトピューレー				1.5		※2
トマト(乾燥させたもの)				7		※2
とうがらし(乾燥させたもの)				7		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2) 加工食品である「大豆粉」、「ポテトフレーク」、「トマトピューレー」、「トマト(乾燥させたもの)」及び「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRは大豆粉、ポテトフレーク、トマトピューレー、トマト(乾燥させたもの)及びとうがらしの加工係数をそれぞれ1.6、2.9、1.1、8.1及び7と算出している。

スピロピジオンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

スピロピジオン

今回残留基準を設定する「スピロピジオン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、スピロピジオン及び代謝物B【3-(4-クロロ-2,6-ジメチル-フェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-メチル-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】とし、畜産物にあつては、代謝物Bとする。ただし、代謝物Bはスピロピジオンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	3
ばれいしょ	2
てんさい	0.2
トマト	2
ピーマン	5
なす	4
その他のなす科野菜 ^{注1)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
しろうり	0.9
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	1
まくわうり（果皮を含む。）	1
その他のうり科野菜 ^{注2)}	1
オクラ	1
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	3
茶	20
その他のスパイス ^{注4)}	15
その他のハーブ ^{注5)}	1

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注7)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注6) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロパモカルブ (Propamocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和8年1月20日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、たまねぎ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価がなされ、2005年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はばれいしょ、カリフラワー等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ等、カナダにおいてたまねぎ等、EUにおいてレタス等、豪州においてキャベツ等、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロパモカルブ										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.12 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.2 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：プロパモカルブとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	1.6	幼小児（1～6歳）	2.5	妊婦	1.2	高齢者（65歳以上）	1.8
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	1.6										
幼小児（1～6歳）	2.5										
妊婦	1.2										
高齢者（65歳以上）	1.8										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.3		
てんさい		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	1		1		
はくさい		10				
キャベツ	1	0.1		1		
芽キャベツ	2	1		2		
ケール	20			20		
チンゲンサイ		0.5				
カリフラワー	2	0.2		2		
ブロッコリー	3	0.5		3		
その他のあぶらな科野菜		0.5				
チコリ	2	2		2		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		10	○\$	100		※1
たまねぎ	2	0.2	○	2		
ねぎ(リーキを含む。)	30	3		30		
セロリ		0.2				
トマト	2	2		2		
ピーマン	3	3		3		
なす	0.3	0.3		0.3		
その他のなす科野菜	3	2		3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5	○\$	5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	5		5		
しろりり	5	5		5		
すいか		0.5				
すいか(果皮を含む。)	5			5		
メロン類果実		0.5				
メロン類果実(果皮を含む。)	5			5		
まくわり		0.5				
まくわり(果皮を含む。)	5			5		
その他のうり科野菜	5	5		5		
ほうれんそう		40		40		※1
たけのこ		0.2				
しょうが		10	○\$			
その他の野菜		0.2				
いちご		0.1				
牛の筋肉	0.03	0.01		0.03		
豚の筋肉	0.03	0.01		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.01		0.03		
牛の脂肪	0.03	0.01		0.03		
豚の脂肪	0.03	0.01		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.01		0.03		
牛の肝臓	2	0.01		1.5		
豚の肝臓	2	0.01		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	0.01		1.5		
牛の腎臓	2	0.01		1.5		
豚の腎臓	2	0.01		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	0.01		1.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の食用部分	2	0.01		1.5		
豚の食用部分	2	0.01		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	0.01		1.5		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05					※2
とうがらし(乾燥させたもの)				10		※3

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

§印で示した食品については、農薬登録の削除が予定されている。

※1) 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはとうがらしの加工係数を10と算出している。

プロパモカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

プロパモカルブ

今回残留基準を設定する「プロパモカルブ」の規制対象は、プロパモカルブとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1
キャベツ	1
芽キャベツ	2
ケール	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	3
チコリ	2
たまねぎ	2
ねぎ（リーキを含む。）	30
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注1)}	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	5
しろうり	5
すいか（果皮を含む。）	5
メロン類果実（果皮を含む。）	5
まくわうり（果皮を含む。）	5
その他のうり科野菜 ^{注2)}	5
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注4)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

カルバリル (Carbaryl)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（ごまの種子）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤、植物成長調整剤										
我が国の登録・承認状況	農薬：日本なし、みかん等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛及び鶏を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	FAQ/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2001年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は小麦、かんきつ、陸棲哺乳類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてほうれんそう、いちご等に、カナダにおいてかんきつ、かぶ等に、EUにおいて大麦、小麦等に、豪州において、アボカド、マンゴー等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：カルバリルとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0073 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.01 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：カルバリルとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>28.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	27.7	幼小児（1～6歳）	68.5	妊婦	25.3	高齢者（65歳以上）	28.7
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	27.7										
幼小児（1～6歳）	68.5										
妊婦	25.3										
高齢者（65歳以上）	28.7										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米 (玄米をいう。)	1	1				※1
小麦	2	2		2		
とうもろこし	0.1	0.1	○	0.1		
大豆	0.2	0.2		0.2		
らっかせい	0.05	0.05		0.05	米国	【<0.02 (n=8) (米国)】
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005 (¥)
かんしょ	0.02	0.02		0.02		
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.5	0.5	○			<0.01~0.22 (n=4)
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.6	0.8	○			<0.01~0.26 (n=4)
かぶ類の根	1	1		1		
はくさい	0.03	0.05	○			<0.0075, <0.0075 (＃) (¥)
キャベツ	0.3	0.3	○			<0.01, 0.08 (¥)
アスパラガス				15		※2
にんじん	0.5	0.5		0.5		
パセリ	22	22			22 米国	【0.88~18.9 (n=6) (米国ほうれんそう)】
その他のせり科野菜	0.1	0.1		0.1		
トマト				5		※2
ピーマン				5		※2
なす	1	1		1		
その他のなす科野菜	5	5		5		
しろうり	3	3			3.0 米国	【0.41~1.19 (＃) (n=4) (米国カンタローブ)】
まくわうり (果皮を含む。)	3	3			3.0 米国	【しろうり参照】
その他のうり科野菜 (とうがんを除く。)	3	3			3.0 米国	【しろうり参照】
しょうが	0.1	0.1		0.1		
その他の野菜	0.1	0.1		0.1		
みかん (外果皮を含む。)	15	15	○	15		2.22~5.67 (n=4)
なつみかんの果実全体		5		15		※2
レモン	15	15		15		
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5		15		【1.063~2.615 (n=6) (米国)】 \$, ※2
グレープフルーツ	5	5		15		【オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) を参照】
ライム	15	15		15		※2
その他のかんきつ類果実 (ぼんかんを除く。)	15	15		15		
りんご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (¥)
日本なし	0.4	0.4	○			0.06~0.2 (n=4)
西洋なし	0.4	0.4				(日本なし参照)
ネクタリン	10	10			10 米国	【0.96~5.46 (n=7) (米国もも)】
おうとう (チェリーを含む。)	7	7				【1.21~3.37 (n=6) (米国)】 ※※
ラズベリー	12	12		12.0	米国	【6.21~11.57 (n=4) (＃) (米国)】
ブラックベリー	12	12		12.0	米国	【ラズベリー参照】
ブルーベリー	3	3		3.0	米国	【0.58, 2.21 (＃) (米国)】
クランベリー	5	5		5		
ハックルベリー	3	3		3.0	米国	【ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	12	12		12.0	米国	【ラズベリー参照】
その他の果実 (いちじくを除く。)	30	30		30		
ひまわりの種子	0.2	0.2		0.2		
ごまの種子	3		IT		3 バラグアイ	【0.01~1.47 (n=6) (バラグアイ)】
ぎんなん	1	1		1		
くり	1	1		1		
ペカン	1	1		1		
アーモンド	1	1		1		
くるみ	1	1		1		
その他のナッツ類	1	1		1		
その他のスパイス	80	80	○	15		8.32~34.2 (n=4) (みかんの果皮)
その他のハーブ	75	75		0.1	75 米国	【1.22~59.12 (n=11) (米国かぶの葉)】
牛の筋肉	0.05	0.05	○	0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1	○			推 : 0.098 (牛の脂肪参照) (牛の脂肪参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 1 1	1 1 1	○	1 1 1		
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 3 3	3 3 3	○	3 3 3		
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 3 3	3 3 3	○			【牛の腎臓参照】 【豚の腎臓参照】 【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照】
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.3	0.2	○			推 : 0.334 (投与7日後)
鶏の脂肪	3	3	○			2.364 (n=4) (皮膚) 統計学的解析 (最終投与7日後)
鶏の肝臓	0.01	0.01	○			<0.005 (投与7日後)
鶏の腎臓	0.01	0.01	○			<0.005 (投与7日後)
鶏の食用部分	1	1	○			1.080 (n=4) (小腸) 統計学的解析 (最終投与7日後)
鶏の卵	0.05	0.05	○			<0.05 (卵黄)
はちみつ	0.05					※3
米ぬか	35	50		170		※4
精米	1	1		1		※1
小麦粉 (全粒粉を除く。)				0.2		※5
小麦はい芽				1		※5
小麦ふすま				2		※5
とうもろこし油				0.1		※5
大豆油				0.2		※5
トマトジュース				3		※2
トマトペースト				10		※2
とうがらし (乾燥させたもの)				2		※5
食用オリーブ油 (バージンオイルに限る。)				25		※5
ひまわり油 (Sを除く。)		0.05				
ひまわり油	0.05			0.05		

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推: 推定される残留濃度

§) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

\$) オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)については、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、最大の投下量が米国換算値の1/4になるものとして比例性を考慮して換算した。

※※) おとうについては、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、最大の投下量が半分になるものとして比例性を考慮して換算した。

※1) 国際基準では玄米の基準値がなく精米の基準値が設定されているため精米の基準値を採用することとした。

※2) 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから国際基準を参照しないこととした。

※3) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4) 米ぬかの国際基準170 mg/kgと記載されているが、JMPRの粗米のMRLが50 mg/kgであり米ぬか(Rice bran)の加工係数0.68から計算すると、米ぬかのMRLは34 mg/kgとなる。また2002年JMPR評価書によると米ぬかの基準値は35 mg/kgと評価されている。これらのことから、米ぬかの基準値を35 mg/kgとした。

※5) 加工食品である「小麦粉(全粒粉を除く)」、「小麦はい芽」、「小麦ふすま」、「とうもろこし油」、「大豆油」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)」について、国際基準がそれぞれ設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦粉(全粒粉を除く)、小麦はい芽、小麦ふすま、とうもろこし油、大豆油、とうがらし(乾燥させたもの)及び食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)の加工係数をそれぞれ0.09、0.49、1、3.3、0.9、7及び0.82と算出している。

カルバリルについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

カルバリル

今回残留基準を設定する「カルバリル」の規制対象は、カルバリルとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
小麦	2
とうもろこし	0.1
大豆	0.2
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.6
かぶ類の根	1
はくさい	0.03
キャベツ	0.3
にんじん	0.5
パセリ	22
その他のせり科野菜 ^{注1)}	0.1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
しろうり	3
まくわうり（果皮を含む。）	3
その他のうり科野菜 ^{注3)} （とうがんを除く。）	3
しょうが	0.1
その他の野菜 ^{注4)}	0.1
みかん（外果皮を含む。）	15
レモン	15
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	15

食品名	残留基準値 ppm
その他のかんきつ類果実 ^{注5)} (ぼんかんを除く。)	15
りんご	0.05
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
ネクタリン	10
おうとう (チェリーを含む。)	7
ラズベリー	12
ブラックベリー	12
ブルーベリー	3
クランベリー	5
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注6)}	12
その他の果実 ^{注7)} (いちじくを除く。)	30
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	3
ぎんなん	1
くり	1
ペカン	1
アーモンド	1
くるみ	1
その他のナッツ類 ^{注8)}	1
その他のスパイス ^{注9)}	80
その他のハーブ ^{注10)}	75
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	3
豚の腎臓	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注12)}	3
豚の食用部分	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
乳	0.05
鶏の筋肉	0.3
鶏の脂肪	3
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	1
鶏の卵	0.05
はちみつ	0.05
米ぬか	35
精米	1
ひまわり油	0.05

- 注1) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のもの
- 注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注6) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分

カスガマイシン (Kasugamycin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：なばな類及びかんきつ）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤、抗生物質										
我が国の登録状況	農薬：稲、大豆等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においておうとう、仁果類等に、カナダにおいておうとう、ベリー類等に、ニュージーランドにおいてキウイーに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：カスガマイシンとする。 ※本品目については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.094 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：カスガマイシンとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	0.8	幼小児（1～6歳）	1.7	妊婦	0.6	高齢者（65歳以上）	1.0
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	0.8										
幼小児（1～6歳）	1.7										
妊婦	0.6										
高齢者（65歳以上）	1.0										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
大豆	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
小豆類	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
えんどう	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
そら豆	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
その他の豆類	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
てんさい	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
はくさい	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
キャベツ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
芽キャベツ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
ブロッコリー	0.6	0.6	○			0.03~0.28(n=5)
その他のあぶらな科野菜	3	0.2	○・申			0.86,1.01(¥)(はなっこりー)
ごぼう	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○			0.10~0.78(n=4)(サラダ菜)、 0.04~0.71(n=3)(リーフレタス)
たまねぎ	0.01	0.2	○			<0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	0.04	0.2	○			<0.04,<0.04(葉ねぎ)、 <0.04,<0.04(根深ねぎ)
にんにく	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
にんじん	0.08	0.2	○			0.01~0.04(n=8)
セロリ	3	3	○			0.54,0.88,1.10
トマト	0.5	0.5	○			0.12,0.12,0.21(ミートマト)
ピーマン	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
なす	0.1	0.1	○	0.1	カナダ	【<0.04~0.0836(n=7)(カナダとうがらし)】
その他のなす科野菜	2	2	○			0.20,0.48(甘長とうがらし)、 0.40,0.84(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.2	○			<0.05(＃)(n=4)
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			0.08,0.13,0.15
メロン類果実(果皮を含む。)	2	2	○			0.38,0.54,0.82
オクラ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
未成熟えんどう	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
未成熟いんげん	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
えだまめ	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
その他の野菜	0.04	0.04	○			(えだまめ参照)※1
みかん(外果皮を含む。)	0.5	0.2	○・申			0.07~0.24(n=6)
なつみかんの果実全体	0.4	0.2	○・申			0.06,0.07,0.17
レモン	0.09	0.2	○・申			<0.05(かぼす)、<0.05(すだち)、 0.05(ゆず)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.2	○・申			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.4	0.2	○・申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.09	0.2	○・申			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	0.5	0.2	○・申			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.2	0.2	○		0.2 カナダ	【<0.04,0.052,0.087(カナダ西洋なし)】
日本なし	0.2	0.2	○		0.2 カナダ	【りんご参照】
西洋なし	0.2	0.2	○		0.2 カナダ	【りんご参照】
マルメロ	0.2	0.2	○		0.2 カナダ	【りんご参照】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2	0.2	○		0.2 カナダ	【りんご参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
もも(果皮及び種子を含む。)	0.2	0.2	○			<0.037,<0.037(¥)
うめ	0.3	0.3	○			0.01~0.12(n=5)
おうとう(チェリーを含む。)	0.6	0.6			0.6 カナダ	【0.081~0.330(n=8)(カナダ)】
ラズベリー	3	3			3.0 カナダ	【0.43~1.57(n=5)(カナダ)】
ブラックベリー	3	3			3.0 カナダ	【ラズベリー参照】
その他のベリー類果実	3	3			3.0 カナダ	【0.547~1.23(n=4)(カナダハイ ブッシュブルーベリー)】
キウイー	斜線	0.2	○			
キウイー(果皮を含む。)	0.2		○			<0.04,<0.04(¥)
その他の果実	0.2	0.2			0.2 カナダ	【りんご参照】
くるみ	0.04	0.04			0.04 カナダ	【<0.04,<0.04,0.04(カナダ)】
茶	3	3	○			0.21~1.27(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	3	0.2	○・申			0.36~1.24(n=6)(みかんの果皮)
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1) 種子処理のみの適用のため、「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に準じて、定量限界値を基準値としている。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

カスガマイシンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

カスガマイシン

今回残留基準を設定する「カスガマイシン」の規制対象は、カスガマイシンとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
大豆	0.04
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.04
そら豆	0.04
その他の豆類 ^{注2)}	0.04
ばれいしょ	0.2
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.6
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	3
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.04
にんにく	0.2
にんじん	0.08
セロリ	3
トマト	0.5
ピーマン	0.2
なす	0.1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	2

食品名	残留基準値 ppm
オクラ	0.2
未成熟えんどう	0.04
未成熟いんげん	0.04
えだまめ	0.04
その他の野菜 ^{注5)}	0.04
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.4
レモン	0.09
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.4
ライム	0.09
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	0.5
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2
うめ	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.6
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注7)}	3
キウイー（果皮を含む。）	0.2
その他の果実 ^{注8)}	0.2
くるみ	0.04
茶	3
その他のスパイス ^{注9)}	3
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

テトラニリプロール (Tetraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：ばれいしょ、かんしょ等）及び畜産物への基準値設定要請並びに海外機関から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2021年にADIが設定され、同年にARfDは設定の必要なしと評価されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、畜産物等に、カナダにおいてレモン、アーモンド等に、豪州において核果類、アーモンド等に、ニュージーランドにおいて仁果類及び核果類に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：テトラニリプロールとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.88 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあつてはテトラニリプロール及び代謝物M22【2-[1-(3-クロロピリジン-2-イル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-イル]-3,8-ジメチル-4-オキソ-3,4-ジヒドロキナゾリン-6-カルボニトリル】とし、畜産物にあつてはテトラニリプロール、代謝物M1【1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-(ヒドロキシメチル)-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド】及び代謝物M22とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	1.3	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	1.1	高齢者（65歳以上）	1.5
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	1.3										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	1.1										
高齢者（65歳以上）	1.5										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○	0.01		
とうもろこし	0.01	0.01	○	0.01		
大豆	0.2	0.2	○	0.2		
ばれいしょ	0.02		申	0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.01	○	0.02		
かんしょ	0.02		申	0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.02		申	0.02		
こんにゃくいも	0.02			0.02		
その他のいも類	0.02			0.02		
てんさい	0.04		申			<0.01,0.02,0.02
さとうきび	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03	0.03	○			<0.01~0.02(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	30	○	15		5.44~11.0(n=6)
かぶ類の葉	15			15		
クレソン	15			15		
はくさい	4	4	○			0.32~1.88(n=6)
キャベツ	2	2	○	2		
ケール	15	20	○	15		
こまつな	20	20	○	15		4.64,4.75,8.36
きょうな	15	10	○	15		
チンゲンサイ	15	7	○	15		
カリフラワー	9		申	0.5		(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	9	9	○	0.5		1.76,2.98,3.47
その他のあぶらな科野菜	15	20	○	15		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	40	○			15.0(リーフレタス)、 6.94,15.2(サラダ菜)
たまねぎ	0.01		申			<0.01~0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.24,0.70,1.03(根深ねぎ)、 0.17,0.30,0.72(葉ねぎ)
トマト	1	2	○	0.4		0.25~0.74(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	0.4		0.32,0.88,1.04
なす	0.8	0.8	○	0.4		0.08~0.45(n=6)
その他のなす科野菜	0.9		IT	0.4		【0.24,0.26,0.32(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.07~0.21(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			0.11~0.16(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	0.5	○			0.12,0.15,0.16
その他のうり科野菜	0.02			0.02		
ほうれんそう	30	30	○			6.33~12.0(n=6)
オクラ	0.4			0.4		
未成熟えんどう	3	3	○			0.44,1.48(¥)
未成熟いんげん	2	2	○			0.30,0.38,0.82
えだまめ	2	2	○			0.02,0.28,0.79
その他の野菜	0.02			0.02		
みかん(外果皮を含む。)	2	1	申	1.5		
なつみかんの果実全体	1	0.9	申	0.9		0.08(かぼす)、0.32(ゆず)、 0.74(すだち)、0.22~0.79(n=6) (みかん(果実))
レモン	2	2	申	1.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	申	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	0.9	申	0.9		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	申	1.5		
その他のかんきつ類果実	2	2	申	1.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
りんご	1	1	○	0.4		0.22~0.55(n=6)
日本なし	0.5	0.5	○	0.4		0.08~0.24(n=6)
西洋なし	0.5	0.5	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4			0.4		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.4		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.9	0.9	○	0.7		0.16,0.17,0.41
ネクタリン	0.9	0.9	○	0.7		(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	1	2	○	0.7		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.1	○	0.3		
うめ	1	2	○	0.7		0.34,0.36,0.50
おうとう(チェリーを含む。)	2	1	○	1.5		
いちご	2	2	○			0.26,0.69,0.86
ぶどう	2	2	○	1.5		
かき	0.5	0.5	○			0.10~0.22(n=6)
キウイ(果皮を含む。)	2		申			0.37,0.70,0.76
その他の果実	2			1.5		
ぎんなん	0.03	0.03		0.03		
くり	0.03	0.03		0.03		
ペカン	0.03	0.03		0.03		
アーモンド	0.03	0.03		0.03		
くるみ	0.03	0.03		0.03		
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03		
茶	80	80	○			1.82~41.7(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	7		申			0.98~4.05(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	60	20	○・申	15		36.9,41.4(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.1	0.02		0.1		
豚の筋肉	0.1		申	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.02		0.1		
牛の脂肪	0.2	0.04		0.15		
豚の脂肪	0.2		申	0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.04		0.15		
牛の肝臓	1	0.3		1		
豚の肝臓	1		申	1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	0.3		1		
牛の腎臓	1	0.3		1		
豚の腎臓	1		申	1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.3		1		
牛の食用部分	1	0.3		1		
豚の食用部分	1		申	1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.3		1		
乳	0.2	0.05		0.15		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01			0.01		

テトラニリプロールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

テトラニリプロール

今回残留基準を設定する「テトラニリプロール」の規制対象は、テトラニリプロールとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02
こんにゃくいも	0.02
その他のいも類 ^{注1)}	0.02
てんさい	0.04
さとうきび	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30
かぶ類の葉	15
クレソン	15
はくさい	4
キャベツ	2
ケール	15
こまつな	20
きょうな	15
チンゲンサイ	15
カリフラワー	9
ブロッコリー	9
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2

食品名	残留基準値 ppm
トマト	1
ピーマン	3
なす	0.8
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.9
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5
すいか (果皮を含む。)	0.4
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.5
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.02
ほうれんそう	30
オクラ	0.4
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注5)}	0.02
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	1
レモン	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	2
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.4
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4
もも (果皮及び種子を含む。)	0.9
ネクタリン	0.9
あんず (アプリコットを含む。)	1
すもも (プルーンを含む。)	0.3
うめ	1
おうとう (チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	2
かき	0.5
キウイー (果皮を含む。)	2
その他の果実 ^{注7)}	2

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.03
茶	80
その他のスパイス ^{注9)}	7
その他のハーブ ^{注10)}	60
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注12)}	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.2
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.05
はちみつ	0.05
すもも（乾燥させたもの）	2

注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を用いる。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トリホリン (Triforine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：いちご）を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：ねぎ、トマト等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2014年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はトマト、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、トマト等に、豪州においてりんご、もも等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、もも等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあつては、トリホリンとし、畜産物にあつては、トリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.023 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：1.5 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物とする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	5.1	幼小児（1～6歳）	8.6	妊婦	3.5	高齢者（65歳以上）	6.3
	EDI／ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	5.1										
幼小児（1～6歳）	8.6										
妊婦	3.5										
高齢者（65歳以上）	6.3										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	---

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			0.052,0.141(¥)(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			0.91,2.77(¥)
トマト	0.9	2	○	0.7		0.138~0.525(n=5)
ピーマン	3	3	○			0.496~1.22(n=8)
なす	1	1	○	1		0.246~0.393(n=5)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	1	○			0.242,0.272(¥)
メロン類果実		0.02	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7		○			0.14,0.19,0.28
未成熟えんどう	1	1	○			0.28,0.45(¥)
もも		1	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○			0.201~2.22(n=4)
いちご	3	2	○・申			0.55,0.81,1.50
ブルーベリー	0.03	0.03		0.03		
ハuckleベリー	0.03	0.03		0.03		
かき	0.7	0.7	○			0.060~0.34(n=4)
その他のハーブ	25	25	○			10.8,19.1(¥)(しそ)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.05					※

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線: 食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において登録等がされているもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

トリホリンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

トリホリン

今回残留基準を設定する「トリホリン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、トリホリンとし、畜産物にあつては、トリホリン及び酸性条件下で抱水クロラール(分解物Q)【2,2,2-トリクロロエタン-1,1-ジオール】に変換される代謝物とする。ただし、抱水クロラール(分解物Q)はトリホリンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜 ^{注1)}	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	5
トマト	0.9
ピーマン	3
なす	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7
未成熟えんどう	1
もも（果皮及び種子を含む。）	5
いちご	3
ブルーベリー	0.03
ハックルベリー	0.03
かき	0.7
その他のハーブ ^{注2)}	25
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注4)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

プロスルホカルブ (Prosulfocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦、大麦等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてにんじん、セロリ等に、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロスルホカルブとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.005 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.1 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：プロスルホカルブとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	2.2	幼小児（1～6歳）	4.6	妊婦	1.9	高齢者（65歳以上）	2.3
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	2.2										
幼小児（1～6歳）	4.6										
妊婦	1.9										
高齢者（65歳以上）	2.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
大麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ライ麦	0.05	0.05	○			(小麦参照)
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
その他の穀類	0.05	0.05	○			(小麦参照)
えんどう	0.01	0.05			0.01 EU	【<0.01(n=10)(#)(EU)】
そら豆	0.01	0.05			0.01 EU	【<0.01(n=9)(#)(EU)】
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
たまねぎ	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.05			0.01 EU	【<0.01(#)(n=5)(EUリーキ)】
その他のゆり科野菜	0.02	0.05			0.02 EU	【<0.01~<0.02(#)(n=7)(EU葉たまねぎ)】
にんじん	1	1			1 EU	【<0.01~0.44(#)(n=4)(EU若採り種のにんじん)】※1
セロリ	2	2			1.5 EU	【<0.010~0.771(n=6)EU)】
その他のせり科野菜	0.08	0.1			0.08 EU	【<0.02~0.035(#)(n=4)(EUセルリアック)】
未成熟えんどう	0.01	0.05			0.01 EU	【<0.01(n=4)(EU実えんどう(さや))】
ひまわりの種子	0.02	0.05			0.02 EU	【<0.01(n=12)(EU)】
その他のスパイス	0.3	0.5			0.3 EU	【<0.02~0.126(#)(n=5)(EUキャラウェイ)】
魚介類	0.09	0.09				推:0.088
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)にんじんについては、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、投下量の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、にんじん(フランス)は800 g/L ECの2400 g/ha散布を基に換算した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

プロスルホカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

プロスルホカルブ

今回残留基準を設定する「プロスルホカルブ」の規制対象は、プロスルホカルブとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.01
そら豆	0.01
ばれいしょ	0.05
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.02
にんじん	1
セロリ	2
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.08
未成熟えんどう	0.01
ひまわりの種子	0.02
その他のスパイス ^{注4)}	0.3
魚介類	0.09
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メプロニル (Mepronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農林水産省から畜産物への基準値設定要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メプロニルとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.05 mg/kg体重/日 ARfD (急性参照用量) : 設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあつては、メプロニル、代謝物B【3'-ヒドロキシ-2-メチルベンズアニリド】(グルコース抱合体を含む。)及び代謝物F【3'-イソプロポキシ-2-ヒドロキシメチルベンズアニリド】(マロニルグルコース抱合体及びグルコース抱合体を含む。)とし、畜産物にあつては、メプロニル、代謝物B (グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体を含む。)及び代謝物C【3'-イソプロポキシ-4'-ヒドロキシ-2-メチルベンズアニリド】、魚介類にあつては、メプロニルとする。</p> <p>① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>8.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量 (EDI) 試算式：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量</p>		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体 (1歳以上)	7.8	幼小児 (1~6歳)	14.5	妊婦	5.9	高齢者 (65歳以上)	8.3
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体 (1歳以上)	7.8										
幼小児 (1~6歳)	14.5										
妊婦	5.9										
高齢者 (65歳以上)	8.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2	○			0.105~1.02(n=8)
小麦	2	2	○			0.033,0.165,0.770
大麦	2	2	○			0.135,0.765(¥)
ライ麦	2	2	○			(大麦参照)
その他の穀類	2	2	○			(大麦参照)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.0035,<0.0035(#)(¥)
こんにゃくいも	0.1	0.1	○			0.011, 0.015(¥)
てんさい	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(#)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	0.02	○			<0.0045,<0.0045(#)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	1	○			0.011,0.322(#)(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	1	○			0.356,0.365(¥)
その他のきく科野菜	0.1	0.2	○			0.009,0.024(#)(¥)(ふき)
トマト	0.02	0.02	○			<0.003,<0.003(#)(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.02	○			<0.003,<0.003(#)(¥)
すいか	0.02	0.02	○			<0.0025,<0.0025(¥)
ほうれんそう	0.7	0.7	○			0.062,0.215(¥)
日本なし	0.7	1	○			0.037,0.226(¥)
西洋なし	0.7	1	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	2	○			0.590,0.597(¥)
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.01
豚の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:0.01
豚の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の腎臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.01
鶏の筋肉	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)

農薬名 メプロニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
魚介類	2	2				推:1.33
はちみつ	0.05					※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

メプロニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

メプロニル

今回残留基準を設定する「メプロニル」の規制対象は、メプロニルとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにゃくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.1
トマト	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
ぶどう	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注4)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	2
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちししゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬32品目（DCIP等）

<p>審議の対象</p>	<p>農薬の食品中の残留基準の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. DCIP 2. アメトリン 3. イソフェンホス 4. イプロベンホス 5. エトフメセート 6. エトリジアゾール 7. オキサジキシル 8. オリザリン 9. カルプロパミド 10. キナルホス 11. クロルピリホス 12. ジクロフルアニド 13. シクロプロトリン 14. ジクロメジン 15. ジフェニル 16. シラフルオフエン 17. デメトン-S-メチル 18. ニコチン 19. ピラクロホス 20. フェノキシカルブ 21. ブタフェナシル 22. ブピリメート 23. フルアクリピリム 24. フルミクロラックペンチル 25. ブロモプロピレート 26. ベンダイオカルブ 27. ホメサフェン 28. メタベンズチアズロン 29. モノクロトホス 30. 2,4,5-T 31. カプタホール 32. ダミノジッド
<p>経緯</p>	<p>我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等758品目に国際基準や米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）の基準値などを参考として暫定基準を定めており、順次見直しを行っているところである。</p> <p>今般、暫定基準が設定されている品目を含め、国内で使用がない農薬29品目（1～29）において、現在の基準値を削除し一律基準管理へと移行することを検討するほか、不検出の暫定基準が設定された農薬3品目（30～32）について、暫定基準から本基準へと残留基準の見直しを行うことを検討するも</p>

	の。 令和8年3月13日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。
用途	農薬／除草剤、殺虫剤等
概要	<p>①暫定基準等の一括削除（農薬29品目） 農薬29品目について、農薬の登録等はなく、国際基準が設定されていないことが確認された。また、海外主要国の残留基準の設定状況は、一部の食品に基準値が設定されているものの、輸入時検査の結果において、検出はわずかであって過去5年間で数件程度であった。 したがって、基準値を削除することにより、現状より厳しいリスク管理措置である一律基準となることからリスクが高まることはない。なお、クロルピリホスについては、ストックホルム条約の第12回締約国会議（COP12）において、附属書A（廃絶）への掲載が決定しており、締約国は令和8年12月の条約発効までに必要な対応を進めることとされていることから、条約発効後、国内外で使用はないことを前提としている。</p> <p>②不検出の暫定基準の本基準への見直し（農薬3品目） 今後も最も厳しいリスク管理措置である不検出基準が継続される。なお、今般の見直しに伴い、重複して設定されていた個別食品に係る現在の不検出基準及びその基準に係る試験法を削除するほか、所要の整備も併せて行う。</p>
基準値案	<p>①暫定基準等の一括削除（農薬29品目） 別紙1-1～別紙1-29のとおり。</p> <p>②不検出の暫定基準の本基準への見直し（農薬3品目） 食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することとし、残留の規制対象にも変更はない。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。
暴露評価	—
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
かんしょ		0.02				
はくさい		0.3				
セロリ		0.7				
トマト		0.02				
なす		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
すいか		0.02				
ほうれんそう		0.05				
みかん		0.1				
りんご		0.05				
その他の果実		0.2				
茶		0.2				
その他のスパイス		0.5				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
さとうきび		0.05				
パイナップル		0.05				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし		0.02				
らっかせい		0.10				
ばれいしょ		0.10				
さとうきび		0.20				
かぶ類の根		0.02				
キャベツ		0.10				
芽キャベツ		0.10				
チンゲンサイ		0.10				
カリフラワー		0.10				
ブロッコリー		0.10				
その他のあぶらな科野菜		0.10				
たまねぎ		0.10				
セロリ		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
なつみかんの果実全体		2.0				
レモン		2.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2.0				
グレープフルーツ		2.0				
ライム		2.0				
その他のかんきつ類果実		2.0				
バナナ		0.02				
なたね		0.02				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ		0.1				
乳		0.01				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
魚介類		0.3				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
てんさい		0.3				
たまねぎ		0.3				
にんにく		0.3				
その他の野菜		5				
牛の筋肉		0.5				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.5				
牛の脂肪		0.5				
豚の脂肪		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.5				
牛の肝臓		0.5				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.5				
牛の腎臓		3				
豚の腎臓		3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		3				
牛の食用部分		3				
豚の食用部分		3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		3				
乳		0.2				

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦		0.05				
とうもろこし		0.1				
大豆		0.2				
小豆類		0.2				
えんどう		0.2				
そら豆		0.2				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.2				
ばれいしょ		0.5				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにゃくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
しょうが		0.1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
いちご		0.2				
その他の果実		0.2				
綿実		0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵		0.05				
その他の家さんの卵		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		5				
小豆類		5				
えんどう		5				
そら豆		5				
らっかせい		5				
その他の豆類		5				
ばれいしょ		1				
さといも類(やつがしらを含む。)		1				
かんしょ		1				
やまいも(長いもをいう。)		1				
こんにやくいも		1				
その他のいも類		1				
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5				
かぶ類の根		5				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		5				
クレソン		5				
はくさい		5				
キャベツ		5				
芽キャベツ		5				
ケール		5				
こまつな		5				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー		5				
ブロッコリー		5				
その他のあぶらな科野菜		5				
ごぼう		5				
サルシフィー		5				
アーティチョーク		5				
チコリ		5				
エンダイブ		5				
しゅんぎく		5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		5				
その他のきく科野菜		5				
たまねぎ		5				
ねぎ(リーキを含む。)		5				
にんにく		5				
にら		5				
アスパラガス		5				
わけぎ		5				
その他のゆり科野菜		5				
にんじん		5				
パースニップ		5				
パセリ		5				
セロリ		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みつば		5				
その他のせり科野菜		5				
トマト		5				
ピーマン		5				
なす		5				
その他のなす科野菜		5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		5				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		5				
しろうり		5				
すいか		1				
メロン類果実		1				
まくわうり		1				
その他のうり科野菜		5				
ほうれんそう		5				
たけのこ		5				
オクラ		5				
しょうが		5				
未成熟えんどう		5				
未成熟いんげん		5				
えだまめ		5				
マッシュルーム		5				
しいたけ		5				
その他のきのこ類		5				
その他の野菜		5				
みかん		1				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
りんご		1				
日本なし		1				
西洋なし		1				
マルメロ		1				
びわ		1				
もも		1				
ネクタリン		1				
あんず(アブリコットを含む。)		1				
すもも(プルーンを含む。)		1				
うめ		1				
おうとう(チェリーを含む。)		1				
いちご		1				
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハuckleベリー		1				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう		1				
かき		1				
バナナ		1				
キウイ		1				
パパイヤ		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		1				
その他の果実		1				
ひまわりの種子		1				
ごまの種子		1				
べにばなの種子		1				
綿実		1				
なたね		1				
その他のオイルシード		1				
ぎんなん		1				
くり		1				
ペカン		1				
アーモンド		1				
くるみ		1				
その他のナッツ類		1				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.01				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし		0.01				
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
にんにく		0.05				
みかん		0.08				
なつみかんの果実全体		0.08				
レモン		0.08				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.08				
グレープフルーツ		0.08				
ライム		0.08				
その他のかんきつ類果実		0.08				
りんご		0.08				
日本なし		0.08				
西洋なし		0.08				
マルメロ		0.08				
びわ		0.08				
もも		0.08				
ネクタリン		0.08				
あんず(アプリコットを含む。)		0.08				
すもも(プルーンを含む。)		0.08				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.08				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.08				
ブラックベリー		0.08				
ブルーベリー		0.08				
クランベリー		0.1				
ハuckleベリー		0.08				
その他のベリー類果実		0.08				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.08				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.08				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.08				
なたね		0.05				
ぎんなん		0.1				
くり		0.08				
ペカン		0.08				
アーモンド		0.08				
くるみ		0.08				
その他のナッツ類		0.08				
コーヒー豆		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.08			

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		1				
魚介類		0.6				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.8				
レモン		0.8				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.8				
グレープフルーツ		0.8				
ライム		0.8				
その他のかんきつ類果実		0.8				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.8				
その他のハーブ		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦		0.5				
とうもろこし		0.05				
その他の穀類		0.5				
大豆		0.1				
小豆類		0.3				
ばれいしょ		0.02				
かんしょ		0.1				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		2				
たまねぎ		0.2				
にんじん		0.1				
その他のせり科野菜		1				
ピーマン		2				
その他のなす科野菜		2				
しょうが		1				
その他の野菜		1				
みかん(外果皮を含む。)		1				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
りんご		0.5				
日本なし		0.3				
西洋なし		0.3				
マルメロ		1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)		1				
もも(果皮及び種子を含む。)		1				
ネクタリン		1				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
いちご		0.3				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ぶどう		0.5				
バナナ		2				
その他の果実		1				
ごまの種子		0.05				
綿実		0.3				
その他のオイルシード		5				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
茶		10				
コーヒー豆		0.05				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		1				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				
魚介類		0.3				
ミネラルウォーター類		0.03				
とうもろこし油		0.2				

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦		0.10				
大麦		0.10				
ライ麦		0.10				
とうもろこし		5				
その他の穀類		0.10				
大豆		5				
小豆類		0.20				
えんどう		3.0				
そら豆		5				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		5.0				
ばれいしょ		0.10				
さといも類(やつがしらを含む。)		5				
かんしょ		5				
やまいも(長いもをいう。)		5				
こんにやくいも		5				
その他のいも類		5				
てんさい		5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5				
かぶ類の根		5				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		5.0				
クレソン		8				
はくさい		5				
キャベツ		5.0				
芽キャベツ		5.0				
ケール		5				
こまつな		15				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー		5.0				
ブロッコリー		5				
その他のあぶらな科野菜		5				
ごぼう		5				
サルシフィー		5.0				
アーティチョーク		5				
チコリ		5				
エンダイブ		8				
しゅんぎく		5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		10				
その他のきく科野菜		5				
たまねぎ		0.10				
ねぎ(リーキを含む。)		5.0				
にんにく		5.0				
にら		5				
アスパラガス		5				
わけぎ		5				
その他のゆり科野菜		5				
にんじん		15				
パースニップ		5.0				
セロリ		5				
みつば		5				
その他のせり科野菜		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト		15				
ピーマン		15				
なす		15				
その他のなす科野菜		2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		15				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		5				
しろうり		5				
すいか		15				
メロン類果実		5				
まくわうり		5				
その他のうり科野菜		5.0				
ほうれんそう		15				
たけのこ		5.0				
オクラ		5				
しょうが		15				
未成熟えんどう		5.0				
未成熟いんげん		2.0				
えだまめ		5				
マッシュルーム		5				
しいたけ		5				
その他のきのこ類		5				
その他の野菜		5.0				
みかん		5				
なつみかんの果実全体		5				
レモン		5.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム		5.0				
その他のかんきつ類果実		5.0				
りんご		5.0				
日本なし		5.0				
西洋なし		5.0				
マルメロ		5				
びわ		5				
もも		5.0				
ネクタリン		5.0				
あんず(アプリコットを含む。)		5.0				
すもも(プルーンを含む。)		5.0				
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む。)		2.0				
いちご		15				
ラズベリー		15				
ブラックベリー		10				
ブルーベリー		15				
クランベリー		15				
ハuckleベリー		15				
その他のベリー類果実		7.0				
ぶどう		15				
かき		15				
バナナ		5.0				
キウイ		5				
アボカド		5				
パイナップル		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
グアバ		5				
マンゴー		5				
パッションフルーツ		5				
その他の果実		5.0				
ぎんなん		5				
くり		5				
ペカン		5				
アーモンド		5				
くるみ		5				
その他のナッツ類		5				
茶		5.0				
ホップ		5.0				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
魚介類		0.4				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		2				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ		70 70 70				
りんご		2				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.3				
大豆		0.1				
かんしょ		0.1				
えだまめ		2				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご		3				
日本なし		1				
西洋なし		1				
もも		0.1				
かき		2				
茶		80				
その他のスパイス		10				
牛の筋肉		1				
豚の筋肉		1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		1				
牛の脂肪		10				
豚の脂肪		10				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		10				
牛の肝臓		2				
豚の肝臓		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		2				
牛の腎臓		1				
豚の腎臓		1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		1				
牛の食用部分		2				
豚の食用部分		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		2				
乳		2				
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		1				
その他の家きんの脂肪		1				
鶏の肝臓		0.5				
その他の家きんの肝臓		0.5				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.5				
その他の家きんの食用部分		0.5				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の卵		1				
その他の家さんの卵		1				
魚介類		0.4				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.4				
小麦		0.4				
大麦		0.4				
ライ麦		0.4				
とうもろこし		0.4				
そば		0.4				
その他の穀類		0.4				
大豆		0.4				
小豆類		0.4				
えんどう		0.4				
そら豆		0.4				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.4				
ばれいしょ		0.4				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.4				
かんしょ		0.4				
やまいも(長いもをいう。)		0.4				
こんにやくいも		0.4				
その他のいも類		0.4				
てんさい		0.4				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.4				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.4				
かぶ類の根		0.4				
かぶ類の葉		0.4				
西洋わさび		0.4				
クレソン		0.4				
はくさい		0.4				
キャベツ		0.4				
芽キャベツ		0.4				
ケール		0.4				
こまつな		0.4				
きょうな		0.4				
チンゲンサイ		0.4				
カリフラワー		0.4				
ブロッコリー		0.4				
その他のあぶらな科野菜		0.4				
ごぼう		0.4				
サルシフィー		0.4				
アーティチョーク		0.4				
チコリ		0.4				
エンダイブ		0.4				
しゅんぎく		0.4				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.4				
その他のきく科野菜		0.4				
たまねぎ		0.4				
ねぎ(リーキを含む。)		0.4				
にんにく		0.4				
にら		0.4				
アスパラガス		0.4				
わけぎ		0.4				
その他のゆり科野菜		0.4				
にんじん		0.4				
パースニップ		0.4				
パセリ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
セロリ		0.4				
みつば		0.4				
その他のせり科野菜		0.4				
トマト		0.4				
ピーマン		0.4				
なす		0.4				
その他のなす科野菜		0.4				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.4				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.4				
しろうり		0.4				
すいか		0.4				
メロン類果実		0.4				
まくわうり		0.4				
その他のうり科野菜		0.4				
ほうれんそう		0.4				
たけのこ		0.4				
オクラ		0.4				
しょうが		0.4				
未成熟えんどう		0.4				
未成熟いんげん		0.4				
えだまめ		0.4				
マッシュルーム		0.4				
しいたけ		0.4				
その他のきのこ類		0.4				
その他の野菜		0.4				
みかん		0.4				
なつみかんの果実全体		0.4				
レモン		0.4				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.4				
グレープフルーツ		0.4				
ライム		0.4				
その他のかんきつ類果実		0.4				
りんご		0.4				
日本なし		0.4				
西洋なし		0.4				
マルメロ		0.4				
びわ		0.4				
もも		0.4				
ネクタリン		0.4				
あんず(アプリコットを含む。)		0.4				
すもも(プルーンを含む。)		0.4				
うめ		0.4				
おうとう(チェリーを含む。)		0.4				
いちご		0.4				
ラズベリー		0.4				
ブラックベリー		0.4				
ブルーベリー		0.4				
クランベリー		0.4				
ハックルベリー		0.4				
その他のベリー類果実		0.4				
ぶどう		0.4				
かき		0.4				
バナナ		0.4				
キウイ		0.4				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パパイヤ		0.4				
アボカド		0.4				
パイナップル		0.4				
グアバ		0.4				
マンゴー		0.4				
パッションフルーツ		0.4				
なつめやし		0.4				
その他の果実		0.4				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.4				
くり		0.4				
ペカン		0.4				
アーモンド		0.4				
くるみ		0.4				
その他のナッツ類		0.4				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.4				
その他のハーブ		0.4				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし		2				
小豆類		2				
えんどう		2				
そら豆		2				
その他の豆類		2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		2				
かぶ類の根		2				
キャベツ		2				
芽キャベツ		2				
ケール		2				
カリフラワー		2				
ブロッコリー		2				
その他のあぶらな科野菜		2				
アーティチョーク		2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		2				
たまねぎ		2				
ねぎ(リーキを含む。)		2				
アスパラガス		2				
パースニップ		2				
パセリ		2				
セロリ		2				
トマト		2				
ピーマン		2				
なす		2				
その他のなす科野菜		2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		2				
すいか		2				
メロン類果実		2				
ほうれんそう		2				
オクラ		2				
未成熟いんげん		2				
マッシュルーム		2				
その他の野菜		2				
レモン		2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2				
グレープフルーツ		2				
ライム		2				
その他のかんきつ類果実		2				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
もも		2				
ネクタリン		2				
あんず(アプリコットを含む。)		2				
すもも(プルーンを含む。)		2				
おうとう(チェリーを含む。)		2				
ブラックベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
その他の果実		2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のスパイス		2				
その他のハーブ		2				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類		0.5				
ばれいしょ		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の葉		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にら		0.5				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.1				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.1				
ピーマン		0.05				
なす		0.5				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
ほうれんそう		0.05				
オクラ		0.05				
その他の野菜		0.05				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
茶		5				
その他のスパイス		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
びわ		2				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(プルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハuckleベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
綿実		0.5				
その他のスパイス		0.1				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3				
牛の腎臓		0.04				
豚の腎臓		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.04				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		1				
しろり		1				
すいか		1				
メロン類果実		1				
まくわり		1				
その他のうり科野菜		1				
りんご		0.8				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.5				
レモン		0.5				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.5				
グレープフルーツ		0.5				
ライム		0.5				
その他のかんきつ類果実		0.5				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
その他のスパイス		5				

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
綿実		0.1				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01 0.01 0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01 0.01 0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01 0.01 0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01 0.01 0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01 0.01 0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01 0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01 0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01 0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01 0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01 0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01 0.01				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.1				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.5				
かぶ類の根		0.5				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.5				
クレソン		0.5				
はくさい		0.5				
キャベツ		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チンゲンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.5				
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
たまねぎ		0.5				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.5				
パースニップ		0.5				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.5				
トマト		0.5				
ピーマン		0.5				
なす		0.5				
その他のなす科野菜		0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.5				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5				
しろり		0.5				
すいか		2				
メロン類果実		0.5				
まくわうり		0.5				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5				
未成熟いんげん		3				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜		0.5				
みかん		2				
なつみかんの外果皮		5				
なつみかんの果実全体		2				
レモン		2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		2				
グレープフルーツ		2				
ライム		2				
その他のかんきつ類果実		2				
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
びわ		2				
もも		2				
ネクタリン		2				
あんず(アプリコットを含む。)		2				
すもも(プルーンを含む。)		2				
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む。)		2				
いちご		2				
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハuckleベリー		2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう		2				
かき		2				
バナナ		2				
キウイ		2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー		2				
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実		2				
ひまわりの種子		2				
ごまの種子		2				
べにばなの種子		2				
綿実		2				
なたね		2				
その他のオイルシード		2				
ぎんなん		2				
くり		2				
ペカン		2				
アーモンド		2				
くるみ		2				
その他のナッツ類		2				
茶		0.1				
ホップ		1				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
その他の野菜		0.05				
バナナ		0.02				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家さんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家さんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家さんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家さんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家さんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家さんの卵		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
そら豆		0.05				
その他の豆類		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
えだまめ		0.05				
その他のスパイス		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.1				
そら豆		0.05				
ばれいしょ		0.1				
アーティチョーク		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.1				
トマト		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
ぶどう		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
その他のナッツ類		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.1				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		1				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
綿実		0.1				
茶		0.1				
カカオ豆		0.02				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

答申（案）

DCIP、アメトリン、イソフェンホス、イプロベンホス、エトフメセート、エトリジアゾール、オキサジキシル、オリザリン、カルプロパミド、キナルホス、クロルピリホス、ジクロフルアニド、シクロプロトリン、ジクロメジン、ジフェニル、シラフルオフエン、デメトン-S-メチル、ニコチン、ピラクロホス、フェノキシカルブ、ブタフェナシル、ブピリメート、フルアクリピリム、フルミクロラックペンチル、プロモプロピレート、ベンダイオカルブ、ホメサフェン、メタベンズチアズロン、モノクロトホスについては、食品中の農薬の残留基準を設定しないことが適当である。

答申（案）

2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッドについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが適当である。

今回食品規格を維持する「2,4,5-T」の規制対象は、2,4,5-Tとし、「カプタホール」の規制対象は、カプタホールとし、「ダミノジッド」の規制対象は、ダミノジッド及び1,1-ジメチルヒドラジンとする。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の6(1)に示す「2,4,5-T」、「カプタホール」及び「ダミノジッド」、(3)に示す「2,4,5-T 試験法」、(5)及び(6)に示す「カプタホール試験法」及び(11)に示す「ダミノジッド試験法」については、削除することが適当である。

アクリナトリンについては、食品、添加物等の規格基準第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の6(1)に示す「2,4,5-T」の削除に伴い、「アクリナトリン」の第2欄について、「あんず」を「あんず（アプリコットを含む。以下同じ。）」に、「すもも」を「すもも（プルーンを含む。以下同じ。）」に改定することが適当である。